

都道府県医師会 担当理事 殿

公益社団法人日本医師会 常任理事  
釜 菴 敏  
細 川 秀 一  
(公印省略)

「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う避難所における新型コロナウイルス感染症の感染対策等について」及び「避難所におけるマスク着用等の考え方について」  
について

内閣府政策統括官（防災担当付参事避難生活担当）、消防庁国民保護・防災部防災課長及び厚生労働省健康局結核感染症課長の連名により、各都道府県等防災担当主管部（局）長及び衛生主管部局長宛に標記の二本の通知が発出されました。

本年 5 月 8 日から、新型コロナウイルス感染症について、感染症法上の位置づけが 5 類感染症に変更されることに伴い、これまで各種通知等が発出されてきており、5 月 8 日以降は基本的対処方針等が廃止されるとともに、手洗い等の手指衛生や換気等の基本的感染対策については、主体的な選択を尊重し、個人や事業者の判断に委ねることが基本とされています。

また、感染症法に基づく新型コロナウイルス感染症患者の外出自粛は求められなくなるため、隔離のための宿泊療養施設は位置づけの変更と同時に終了され、濃厚接触者についても一般に保健所から特定されることなく、感染症法に基づく外出自粛も求められないこととなります。

上記を踏まえ、「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う避難所における新型コロナウイルス感染症の感染対策等について」にて、位置づけ変更後の新型コロナウイルス感染症患者の避難方法及び避難所における新型コロナウイルス感染症の感染対策等が示されました。特に自宅療養者の被災に備え、都道府県及び市町村の関係部局が連携し、自宅療養者の情報を共有し、予め災害時の対応・避難方法を決め、本人に伝えておくとの従来の取扱いが求められなくなることでありますので、今後の新型インフルエンザ等感染症発生時の災害対策の計画及び実施にあたってご留意ください。

また上記に先立ち、「マスク着用の考え方を見直し等について」（令和 5 年 2 月 10 日付け新型コロナウイルス感染症対策本部）を踏まえ、「避難所におけるマスク着用等の考え方について」が発出されておりますので併せてご連絡申し上げます。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知のうえ周知いただくとともに、都道府県や市町村の関係部局との連携につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。

府政防第 704 号  
消 防 災 第 80 号  
健感発 0428 第 4 号  
令和 5 年 4 月 28 日

各 { 都 道 府 県  
保健所設置市  
特 別 区 } 防災担当主管部（局）長  
衛生主管部（局）長 殿

内閣府政策統括官（防災担当）付  
参事官（避難生活担当）  
消防庁国民保護・防災部防災課長  
厚生労働省健康局結核感染症課長  
（ 公 印 省 略 ）

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う  
避難所における新型コロナウイルス感染症の感染対策等について

新型コロナウイルスの自宅療養者等の避難方法や避難所における新型コロナウイルス感染症の感染対策等については、「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応に関する Q & A（第 3 版）について」（令和 3 年 5 月 13 日付け府政防第 626 号他）をはじめとする累次の通知及び事務連絡等によりお示ししてきたところで

す。

本年 5 月 8 日から新型コロナウイルス感染症の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 104 号）（以下「感染症法」という。）上の位置づけが新型インフルエンザ等感染症から 5 類感染症に変更される予定です。

これに先立ち、「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う医療提供体制及び公費支援の見直し等について」（令和 5 年 3 月 10 日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）、「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の基本的な感染対策の考え方について」（令和 5 年 3 月 31 日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部）及び「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の療養期間の考え方等について（令和 5 年 5 月 8 日以降の取扱いに関する事前の情報提供）」（令和 5 年 4 月 14 日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部）が発出され、5 月 8 日以降は基本的対処方針等が廃止されるとともに、手洗い等の手指衛生や換気等の基本的感染対策については、主体的な選択

を尊重し、個人や事業者の判断に委ねることが基本となります。

また、感染症法に基づく新型コロナウイルス感染症患者の外出自粛は求められなくなるため、隔離のための宿泊療養施設は位置づけの変更と同時に終了するとともに、濃厚接触者についても、一般に保健所から特定されることなく、感染症法に基づく外出自粛も求められなくなります。

つきましては、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う新型コロナウイルス感染症患者の避難方法及び避難所における新型コロナウイルス感染症の感染対策等について下記のとおり取りまとめましたので、平時の事前準備及び発災時の対応を行うにあたっての参考としていただきますようお願いいたします。

また、貴都道府県内の市町村防災担当主管部局に対しても、その旨周知していただきますようお願いいたします。

本件通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

## 記

### 1. 関係部局間での新型コロナウイルス感染症患者に関する情報共有等について

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴い、感染症法第 44 条の 3 第 2 項に規定される新型コロナウイルス感染症患者等の外出自粛が求められなくなり、宿泊施設における療養は行われなくなることを踏まえ、自宅療養者の被災に備え、都道府県及び市町村の関係部局が連携し、自宅療養者の情報を共有し、予め災害時の対応・避難方法を決め、本人に伝えておくとの従来の取扱いは、求められないものとする。

なお、災害時において被災した新型コロナウイルス感染症患者の避難に係る情報共有については、感染症法 44 条の 3 第 6 項及び第 7 項に、都道府県知事（保健所設置市区の長を含む。）が、一般市町村（保健所設置市区以外の市町村をいう。）の長に対し、新型コロナウイルス感染症を含めた新型インフルエンザ等感染症の患者に関して必要な協力を求めるに当たり、一般市町村の長は、当該協力に必要な範囲で患者情報等の提供を求めることができる旨規定されているため、今後の新型インフルエンザ等感染症発生時の災害対策の計画及び実施にあたって参考とされたいこと。

### 2. 避難所における新型コロナウイルス感染症の感染対策について

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴い、日常における基本的な感染対策については、主体的な選択を尊重し、個人や事業者の判断に委ねることが基本となるが、

- ・手洗い等の手指衛生や換気は、新型コロナウイルス感染症の特徴を踏まえた基本的感染対策として引き続き有効であること
  - ・流行期において、高齢者等重症化リスクの高い者は、換気の悪い場所や、不特定多数の者がいるような混雑した場所、近接した会話を避けることが感染防止対策として有効（避けられない場合はマスク着用が有効）であること
- から、避難所における新型コロナウイルス感染症の感染対策として、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」（内閣府（防災担当）平成25年8月（令和4年4月改定））や「避難所運営ガイドライン」（内閣府（防災担当）平成28年4月（令和4年4月改定））を踏まえ、以下の点について適切に取り組むこと。
- ・マスク、手指消毒液をはじめ感染対策として必要な物資を確保するとともに、避難所内の適切な換気の実施を行うこと。
  - ・感染対策も考慮し、避難者の十分なスペースを確保すること。また、可能な限り多くの避難所を開設できるよう、旅館やホテル等と事前に協定を締結するなどしておくこと。
  - ・併せて、避難者に検温や問診を行うなど避難者の健康状態を確認すること、避難所内の清掃や消毒、清潔保持等、衛生管理を適切に行うこと、感染症を発症した避難者や疑いのある者の専用スペース又は個室を確保することが適切であること等、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、感染症患者や発熱者への対応等に取り組むこと。

### 3. 避難所のレイアウトについて

「「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応の参考資料」（第2版）について」（令和2年6月10日府政防第1262号他）において示した避難所のレイアウト例については、今後の避難所における感染対策の実施及び生活環境の向上を図る上で、引き続き活用して差し支えないこと。

<本件問合せ先>  
内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）付  
消防庁国民保護・防災部防災課  
厚生労働省健康局結核感染症課

府政防第 611 号  
消防災第 49 号  
健感発 0331 第 1 号  
令和 5 年 3 月 31 日

各 { 都道府県  
保健所設置市  
特別区 } 防災担当主管部(局)長  
衛生主管部(局)長 殿

内閣府政策統括官(防災担当) 付  
参事官(避難生活担当)  
消防庁国民保護・防災部防災課長  
厚生労働省健康局結核感染症課長  
( 公 印 省 略 )

#### 避難所におけるマスク着用等の考え方について

災害時における感染症への対策については、「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応について」(令和 2 年 4 月 1 日付け府政防第 779 号他)をはじめとする累次の通知及び事務連絡等によりお示ししてきたところです。

今般、「マスク着用の考え方を見直し等について」(令和 5 年 2 月 10 日付け新型コロナウイルス感染症対策本部)により「新型コロナウイルス感染症対策におけるマスクについては、屋内では基本的にマスクの着用を推奨するとしている現在の取扱いを改め、行政が一律にルールとして求めるのではなく、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることが基本」とされるなど、マスク着用の考え方が見直されました。

つきましては、当該見直しを踏まえ、災害時の避難所におけるマスクの着用等について、下記の点にご留意の上、適切に取り組んでいただきますようお願いいたします。

また、各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市町村防災担当主管部局に対しても、その旨周知して頂きますようお願い致します。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う避難所におけるマスク着用の取扱い以外の取扱いについては、別途周知をする予定であること申

し添えます。

本件通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

## 記

### 1. 避難所におけるマスク着用について

マスクの着用は個人の判断に委ねることが基本とされていますが、高齢者等重症化リスクが高い者が多く避難する避難所においては、高齢者等重症化リスクの高い者への感染を防ぐため、マスクの着用を推奨します。

### 2. 避難所の運営担当者のマスク対応について

高齢者等重症化リスクが高い者が多く避難する避難所の運営担当者については、マスクの着用を推奨します。

### 3. 避難所の運営責任者によるマスク着用の求めについて

避難所の運営責任者が感染対策上又は避難所である施設の運営上の理由等により、避難者又は避難所の運営担当者等にマスクの着用を求めることは許容されます。

### 4. 避難所におけるマスクの用意について

避難者個人の判断によりマスクを着用したいという希望があった場合にも対応できるよう、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」（内閣府（防災担当）（平成 25 年 8 月（令和 4 年 4 月改定）））等を踏まえ、あらかじめ避難所にマスクを用意しておくこと。

<本件問合せ先>

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）付

消防庁国民保護・防災部防災課

厚生労働省健康局結核感染症課